

IFRS の年次改善の提案 (2012-2014 年サイクル)

重要ポイント

- ▶ IASB は 2013 年 12 月 11 日、公開草案「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」を公表した。
- ▶ 改訂案には、この改訂の結果として他の基準に生じる改訂を除くと、4 つの基準書 (IFRS 第 5 号、IFRS 第 7 号、IAS 第 19 号及び IAS 第 34 号) に対する 5 つの改訂が盛り込まれている。
- ▶ 改訂案の発効日は 2016 年 1 月 1 日である。
- ▶ コメントの期限は 2014 年 3 月 13 日である。

コメント募集期限は
2014 年 3 月 13 日

概要

国際会計基準審議会 (IASB) は 2013 年 12 月 11 日、公開草案「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」を公表した。この公開草案では 4 つの基準書 (IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IAS 第 34 号「期中財務報告」) に対する 5 つの改訂が取り上げられている。改訂案は 2016 年 1 月 1 日から効力を発生し、将来に向けて適用されるものと、遡及適用されるものがあるが、早期適用は認められる。各改訂案と経過規定の要点は以下の表のとおりである。

コメント募集期限は 2014 年 3 月 13 日である。

弊社のコメント

年次改善プロセスは、現行の IFRS が不明瞭な場合に IASB が行う、限定的で緊急性を伴わない改訂プロセスである。これらの改訂案は実務の大幅な変更を意図していないものの、各企業は会計方針を見直し、その潜在的な影響を検証する必要がある。



Building a better
working world

改定案

基準	改訂案	要点	経過規定
IFRS 第 5 号	処分方法の変更	改訂案により、企業が資産（又は処分グループ）を売却目的保有から分配目的保有に間断なく再分類する場合でも、引き続き売却目的保有として会計処理することとなる。同様に、企業が資産（又は処分グループ）を分配目的保有から間断なく売却目的保有に再分類する場合にも、引き続き分配目的保有として会計処理される。また、企業が資産（又は処分グループ）を分配目的保有に分類することを中止した場合にも第 27 項から第 29 項が適用されるように、同項も改訂されている。	改訂案は将来に向かって適用される。
IFRS 第 7 号	サービシング契約	改訂案は、譲渡の開示規定（IFRS 第 7 号第 42E 項から第 42H 項）の目的上、サービシング契約が継続的関与に該当するかどうかについて、以下を通じて明確化している。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 7 号の適用指針における継続的関与に関する説明を充実させる ▶ IFRS 第 7 号の B30 項に使用される「支払」という用語には、企業が譲渡した金融資産から回収して譲受人に送金しなければならないキャッシュ・フローを含めないことを明確化する ▶ 初度適用企業に関しては、表示される比較対象期間に本改訂を適用しないことを認める移行時の免除規定を、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の付録 E に付け加える 	改訂案は遡及適用される。企業は本改訂を最初に適用する年度より前の比較期間に本改訂を適用する必要はない。
IFRS 第 7 号	IFRS 第 7 号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性	IASB が IFRS 第 7 号の修正「開示—金融資産と金融負債の相殺」（相殺に関する改訂）を公表した際、「期中報告期間」に関しても開示が求められていたが、IAS 第 34 号はそうした開示を求めていなかった。IASB の改訂案では、IFRS 第 7 号の「期中報告期間」という用語を削除し、相殺に関する改訂で要求される追加の開示は要約期中財務諸表には求められないことを明確化する。ただし IAS 第 34 号により、そうした開示が求められる（すなわち事象や取引が、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び経営成績を理解するうえで重要となる）場合はその限りではない。	改訂案は遡及適用される。
IAS 第 19 号	割引率（地域市場の論点）	改訂案により、従業員給付の会計処理に用いられる割引率を決定する際、他の国で事業を行っている企業が発行する優良社債も（給付が支払われる通貨で当該社債が発行されている場合）含めることが明確化される。これにより、優良社債の市場の厚みは、国レベルではなく通貨レベル（たとえばユーロ）で評価されることとなる。	改訂案は遡及適用される。
IAS 第 34 号	「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示	改訂案により、「期中財務報告書の他の部分」（たとえば経営者報告書）での情報開示の意義が明確化される。「期中財務報告書の他の部分」で必要な開示が行われる場合、期中財務諸表から当該情報の開示箇所への相互参照を付す必要がある。その結果、IAS 第 34 号の結論の根拠においても、「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示により、期中財務報告書の一部を織り込むように財務諸表の範囲が拡大されることが明らかにされている。	改訂案は遡及適用される。

弊社のコメント

この改訂案により、これら 4 基準に関して現行基準では不明瞭であった点が明確になり、作成者がこれらの基準を適用する際の一貫性を向上させることができると思う。

次のステップ

ED のコメント募集期限は 2014 年 3 月 13 日である。すべての利害関係者がコメント・レターを通じて IASB に意見提供することが推奨される。そのようなフィードバックが、IASB でのこれらの論点に関する包括的で厳正な議論に寄与することとなる。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

EYのIFRS（国際財務報告基準）

グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するように努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2013 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.AU2067の翻訳版です。